

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。